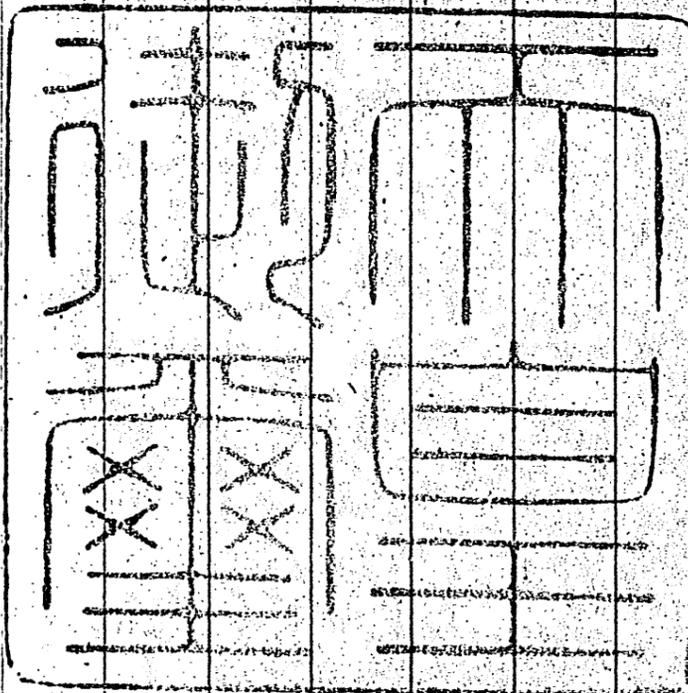


大急

勅令第六百三十四號

朕は昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く日本銀行に対する外國通貨等の引渡に関する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



勅令

- 四 旅行小切手又はこれに準ずるもの
- 五 本邦以外の地域で 行した又は 行を指 した信用状で、この勅令施行の際現にその原因たる債 が生じているもの（その全部又は一部がこの勅令施行の際未使用のものに限る。）この勅令において本邦内に居住する日本人とは、左の各の一に該 するものをいう。
 - 一 國、公共團體及びこれに準ずるもの
 - 二 本邦内に住所又は居所を有する日本人
 - 三 日本國の法令によつて設立された法人但し、左に掲げる法人を除く。
 - イ この勅令施行の際、外國人又は外國の法令によつて設立された法人（第四 に該 する法人を除く。）が資本の二分の一以上に 株式又は出資を有する法人
 - ロ その他この勅令施行の際、外國人又は外國の法令によつて

- 設立された法人（第四に該当する法人を除く。）がその經營を支配する法人
- 四 外國の法令によつて設立された法人で左に掲げるもの
 - イ この勅令施行の際、日本人又は日本國の法令によつて設立された法人（前項但書又はロに該当する法人を除く。）が資本の二分の一以上に當る株式又は出資を有する法人
 - ロ ^他その日本人又は日本國の法令によつて設立された法人（前項但書）又はロに該当する法人を除く。）がこの勅令施行の際經營を支配する法人又はこの勅令施行前に經營を支配したことがある法人

この勅令において本邦とは、本州、四國、九州及び北海道並びにその附屬の島をいう。

第二條 本邦内に居住する日本人で、この勅令施行の際現に本邦内

において外國通貨又は外國爲替証書を所持又は保管する者は、他の法令又は契約にかかわらず、昭和二十二年一月三十一日までにその外國通貨又は外國爲替証書を、日本銀行に引き渡して、これを保管させなければならない。本邦内に居住する外國人で、この勅令施行の際現に本邦内において日本人の所有に属する外國通貨又は外國爲替証書を所持又は保管する者も、また同様とする。

本邦内に居住する日本人で、この勅令施行後、外國通貨又は外國爲替証書を本邦内において所持又は保管することとなつた者は、他の法令又は契約にかかわらず、その外國通貨又は外國爲替証書を所持又は保管することとなつた日から十日以内（その外國通貨又は外國爲替証書を所持又は保管することとなつた日か昭和二十二年一月二十二日以前である場合においては同月三十一日

まで）に、その外國通貨又は外國爲替証書を、日本銀行に引き渡して、これを保管させなければならない。本邦内に居住する外國人で、この勅令施行後、本邦内において日本人の所有に属する外國通貨又は外國爲替証書を所持又は保管することとなつた者も、また同様とする。

日本銀行は、^前二項の規定により、外國通貨又は外國爲替証書の引渡をなしたことに對して、保管証を交付しなければならない。前項の保管証の様式は、大蔵大臣がこれを定める。

この勅令施行後、左の各号の一に該当する外國通貨又は外國爲替証書には、これを適用しない。

一 連行電の引換に属するもの

- 二 刑事事件について押収又は領置されているもの
- 三 本邦以外の地域からの引揚邦人が持ち帰つたもので、税関又は日本銀行が保管するもの
- 四 本邦から引き揚げる朝鮮人、臺灣人、琉球島民、奄美大島島民及び外國人から税関が引渡を受けて保管するもの
- 五 貨幣
- 六 本邦から朝鮮に引き揚げる朝鮮人の留歸金引換のため日本銀行が保管する朝鮮銀行券
- 七 未発行の銀行券（朝鮮銀行又は臺灣銀行の本店の勘定において発行高に算入されているものを除く。）
- 八 官廳又は學校その他の公益を目的とする團體が標本として所持又は保管しているもので、大蔵大臣の許可のあつたもの

- 九 支拂の見込のない爲替手形で、大蔵大臣の許可あつたもの
 - 十 その他大蔵大臣の許可のあつたもの
- 前項第八号乃至第十号に規定する大蔵大臣の許可を受けようとする者は、前條第一項の規定に該当する場合においては昭和二十二年一月三十一日までに、同條第二項の規定に該当する場合においては同項に規定する期限までに、その旨の申請書を、日本銀行を経由して、大蔵大臣に提出しなければならない。
- 前項の申請書の様式は、大蔵大臣がこれを定める。
- 日本銀行が第二項に規定する期限までに同項の申請書を受け取つたときは、前條第一項又は第二項の規定による引渡は、大蔵大臣の指示する日までに、これを猶予する。

勅令第六百三十四號

第四條 この勅令に違反して、日本銀行へ外國通貨又は外國爲替証書の引渡をしなかつた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金に処する。

前項の場合において、その違反行爲に係る外國通貨又は外國爲替証書は、これを没收する。

第五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前條第一項の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し同條第一項の罰金刑を科する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

大 憲